

ハンガリー 1848 年出版法における陪審制

— 1848年省令と1867年省令の比較検討を中心に —

上 田 理恵子

The Hungarian Jury System in the Press Law of 1848

— Comparative Study of the Orders in 1848 and in 1867 —

Rieko UEDA

(Received September 1, 2001)

The aim of this paper is to introduce an example of the political influence on the law by comparing two orders from the Ministry of Justice of Hungary under the Dual Monarchy, the order of 1848 and that of 1867. Both of them stipulated the court procedure based on Statute XVIII, which was supposed to protect the freedom of press and subjected offences against press-laws to a trial by jury. Therefore they look alike except for the following differences: The order of 1867 saw the abolition of the provisions regarding jury by what would now be considered a grand jury, the nominating of judges and prosecutors by the Minister of Justice instead of an election by the local governments, and finally the concentration of the jury courts to the five principle cities instead of in every county. Considering the changes in these provisions in regards to the assimilation policy against the ethnic minorities in those days, the author concludes that the order of 1867 made the Statute XVIII an instrument suppressing the freedoms of minorities under the Hungarian Monarchy.

Key words : Hungarian Press Law of 1848, Trial by Jury, Ethnic Minorities

はじめに

イングランドに遡るとされる陪審制度が市民革命期のフランスに導入されてから、ヨーロッパ大陸各地に広まっていくのは時間の問題であった¹。

ハンガリーにおいて、陪審制を導入した刑事訴訟法が成立するのは1896年、施行は1900年である。これに先立つ1848年から1849年、さらに1867年から1899年にかけて、ハンガリーの実務においては、出版事件陪審が採用されていた。ここで出版事件陪審というのは、出版物犯罪の判断をする裁判に陪審員を導入する、という制度とする²。

本稿の第一の課題は、この出版事件における陪審制度の導入過程および内容を概観することにより、ハンガリーの陪審制度史における役割を明らかにすることにある³。

法制度はまた、各時代の政治社会のあり方と切り離して存在できない。マジヤール民族としての意識の確立、1848年革命、新絶対主義、オーストリアとの二重体制と、ハンガリーにおいても19世紀の政治状況はめまぐるしい転換を重ねる。ここにいう二重体制とは、オーストリアとハンガリーの間に締結された1867年の協約に基づく統治体制を意味する。これは、ハプスブルク帝国最後の統治形態として知られる。この協約は、ドイツ語で「アウスグライヒ」(Ausgleich)、ハンガリー語で「キエジェゼーシュ」(Kiegyezés)と呼ばれ、どちらも「妥協、和解」を意味

する⁴。ハンガリー側で協約実現の主導権を握ったのはデアーク・フェレンツ (Deák, Ferenc, 1803-1876)⁵である。ここで、ハンガリー側は限定的にせよ、自国の主権を勝ち取ったとみることもできる。それはまた、1848年革命までに高揚した民族意識覚醒運動の、ひとつの結果でもあった。

自国における民族意識の強調は、翻って国内における他の少数民族への不寛容となる。二重体制下におけるオーストリア＝ハンガリーの少数民族政策については、非常に大雑把な区分であることを承知でいえば、オーストリア側では、各地域に民族的政治的特色を許容した分権的な統治システムが敷かれていた。これに対してハンガリーでは、クロアチアを除き、国内の少数民族に対して抑圧的に、同化（マジャール化）政策が強化された⁶。

本稿の第二の、将来的にはより中心的な課題として、こうした少数民族政策と法制度との関わり方がある。ハンガリーにおける出版事件陪審はその事例としても、比較的明快である。

以上のように、出版事件における陪審制度の導入を、法制度史上の位置付け、政治との関わり方の二つの視点から考察するにあたって、およそこの時代の立法作業を検討する場合に確認しておく事項がある。立法史の観点からヨーロッパ大陸諸国の19世紀は、近代的法制度の整備と統一が強力に推進される時代として知られる。ハンガリーで「改革期」または「三月革命前期」と呼ばれる1825年の議会開催から1848年革命までの時期に、デアークやサライ・ラースロー (Szalay, László, 1813-1864) をはじめとするハンガリーの立法者たちは、刑事法分野で1843年刑事法草案という成果を上げている。その過程で認められる諸外国の影響のうち、もっとも直接かつ密接に影響を及ぼしたのは、距離的にも近く、しかもハプスブルク家ではないドイツ、なかでもハイデルベルクの法学者たちであった⁷。さらにそのなかでも、世界的に著名な刑法学者であるミッターマイアー (Mittermaier, Carl Joseph Anton, 1787-1867) とハンガリーの立法者たちとの交流については、数多くの書簡から、あるいはミッターマイアーとツァハリエ (Zachariae, Carl Salomon) が1828年に創刊した『諸外国の法学と立法に関する批判的に考察するための雑誌』 (“*Kritische Zeitschrift für Rechtswissenschaft und Gesetzgebungen des Auslandes*”) に記載された記事によって窺い知ることができる⁸。

そこで、ハンガリーでの立法作業を考察する場合には、しばしばその範となったドイツ諸邦の状況ないし議論を適宜ふまえておく必要がある。

1. 出版法

市民革命期以降のヨーロッパ大陸部分において出版法⁹といえ、出版行為に関する制限内容について議会の承認を経て明文化してある法律のことを示すようになる。この法律の趣旨は、立憲主義の理念にもとづき、言論・出版の自由を保障することにある。この意味でいう出版法の立法例には、ハンガリーの立法と関係の深いドイツ諸邦バーデンにおける1831年12月18日、1848年3月1日、1849年10月4日の諸法令があり、それらの眼目は検閲を禁止したことにある。1849年以降、他の諸邦でも出版法が制定され、最終的には1874年に帝国出版法に統一される¹⁰。

1848年革命の嵐がヨーロッパ全土に吹き荒れたなか、ハンガリーにおける改革運動はハプスブルク家からの独立へと結集する。コッシュート (Kossuth, Lajos, 1802-1894) が国王宛請願書案を下院で採択させたのは1848年3月3日のことである。諸法案の制定に限定するというなら、ハンガリー議会は3月18日に独立後の国家組織、農奴開放、国民軍、トランシルヴァニア地方の統合¹¹、独立の国家としての主権と市民的自由の保障等を盛り込んだ新法案の審議に着手し、4月

11 日、諸法案は議会を通過している。

事前検閲の禁止や出版の自由を宣言した法律 18 号出版法 (sajtótörvény, [CIH] 234-243) も、これら一連の改革的な 4 月諸法令のひとつであった¹²。

1848 年出版法では、第 3 条以下は 4 つの章に分かれている。すなわち、第 1 章「出版物に関する違法行為について」(3 条-18 条)、第 2 章「裁判手続きについて」(17 条-29 条)、第 3 章「定期刊行物について」(30 条-36 条)、第 4 章「印刷所および書店について」(37 条-45 条)である。

ここにいう出版物犯罪とは、「出版物を通して犯罪または違法行為を実行するよう直截かつ明白に要求(教唆)」する行為である(3 条)。「犯罪または違法行為」の内容は、「公および宗教上の習俗および尊重するべき慣習を愚弄」する行為(5 条)、また、ハンガリー王国および「プラグマティッシェ・ザンクチオン (Pragmatische Sanktion) において確認され、支配者たる王家のもとにある君主国の絆の完璧なる国家統一」を「事実上解体せしめんと策動する」こと(6 条)、「法的に定められた行政庁当局に服従しない」こと、犯罪の実行を教唆・扇動すること、王家や議員、公の平穏と安寧を暴力で妨害すること、官庁や団体を誹謗中傷した者、公的人物、私人に対する誹謗・中傷などである(7 条-12 条)。

処罰されるのは著者、それが明らかでない場合は出版者、これも明らかでない場合は、印刷所または銅版画製作所の所有者である(13 条)。ただし、公的会議の記録を、誠意をもち真実に従って発言した場合には訴追されない(14 条)。

これらの規定を総括する原則規定が前文と最初の二つの条文で明文化されている(cf. [CIH] 238)。

事前の検閲が永久に廃止され、出版の自由が再び保障されるにあたり、これを保障するために暫定的に以下のとおり規定する。

第 1 条 何人も出版物を通して自分の考えを自由に伝達し、伝播することができる。

第 2 条 出版物を通じた伝達とは、出版物、すなわち石版印刷や銅版画出版手段で作られ、その公刊においては無償の配布あるいは売買が始まっているところの、言語や画像の伝達を意味する。

1849 年に独立戦争に敗北したハンガリーでは、1861 年まで新絶対主義 (Neoabsolutismus) と呼ばれるオーストリアの反動的支配下に置かれ、議会活動も停止する。1848 年出版法に代わって適用された 1852 年オーストリア出版法のもと、革命前の出版物は発行停止処分にあたり、停止されないまでも検閲制度を含めた厳重な統制におかれた¹³。

2. 出版物犯罪と陪審制をめぐる議論

司法に民衆が関与するという考えが急速に広まった直接の契機は、ドイツ諸邦で 1820 年代から 30 年代にかけての政治的事件に関わる訴訟において寄せられた、官僚裁判官に対する不信感である。この不信感はまだ、「時代の傾向」でもあった。絶対主義国家においては、「すべては人民のために、しかし何ものも人民によってではなく」という支配原則のもと、すべての国家活動を職業的官吏に集中させ、官僚層と国民との絶縁を招いた。時代とともに権威に対する信仰が薄れた民衆の目からみれば、官僚層の裁判の公正さや中立性を保証するものは何も見出せなくなっていたからである (cf. [Schwinge, 1926] 43)。

出版事件に陪審制が導入されるべきである、とする出版法と陪審制の組み合わせも南ドイツ諸州における議論に登場する¹⁴。その際、以下の三点が根拠となっていたようである。まず、1819年にバーデン議会におけるリーベンシュタイン (von Liebenstein) は、時間をおいて積極的理由と消極的理由の二つを挙げている。すなわち、一方で官僚的裁判官に対する不信が深刻となるのは、政治批判に関わることが多い出版物犯罪においてである、と主張し、「陪審なくて出版の自由なし」の標語が南ドイツ諸邦の自由主義者たちの間で広まる契機をつくった (cf. [Schwinge, 1926] 55)。逆に、1822年の演説では、陪審制を一般刑事事件に拡大するには「国民の教養」の程度によっては危険であり、出版事件だけに限って導入すべきである、という。

もう一つ、1831年バーデンにおける出版法の審議において、ミッターマイアーは、法益の問題からの理由付けを行っている。出版物による犯罪を規定する場合、保護されねばならないのは個人の名誉であることが多い。名誉は世論を基礎としているため、何が、この名誉に相当するかが判断できるのは民衆自身である (cf. [Schwinge, 1926] 58)。ドイツ諸邦の立法例をみると、結果としては、出版事件だけに陪審制を採用するという方針は撤回されている。

冒頭でも述べたように、ミッターマイアーを中心とするドイツ法学界との関わりが深いハンガリーにおいても、1843年刑事法草案で最初に予定されたように、陪審制といえば起訴陪審まで含めた重大な刑事事件一般に適用する制度であった。

1843年刑事法草案自体は、内容があまりにも革新的であるという理由で、土地貴族層の激しい反対にあって議会を通過しなかった。1848年に出版法で陪審裁判を導入した動機には、改革期の賜物である1843年草案を部分的にせよ実現しようとする立法者たちの意図が働いたとともに、同じ頃オーストリア側で検閲制度を廃止し、出版事件陪審成立するという動きに刺激されたこともあって、ともかくも出版法の成立と陪審制の導入が急がれたと考えられる¹⁵。

3. ハンガリー 1848年省令

1848年出版法において、「陪審」(esküdszék)の用語が登場するのは第17条、第23条だけである。

第17条 出版物犯罪については、公開で陪審裁判が判決を下す。

司法省には、刑事手続について議会で認められた原則にしたがい、遂行のための命令によって陪審裁判所を編成する権限がある。39条に関して、陪審裁判所たる資格として200グルデンを必要とする。第8章に関して破棄院の役割を七人裁判所¹⁶が勤める。

第23条 訴えが公的訴追者の職権に依る場合、その訴訟については被告の住所または出版物が発行された地の裁判所で開かれる陪審裁判が担当する。

当事者の申し立てにより、訴訟が開始される場合は、原告の住所であってもよい。

ここでは、司法省に編成権限があること、最高裁判所については七人裁判所一つに限定していること、各県の裁判所ごとに陪審裁判所も設置されるということが前提になっている。

詳細については17条を受けた省令に委任されている。この省令は1848年4月29日に当時の司法大臣であったデアークによって発令された (以下、1848年省令と略す)¹⁷。

1) 陪審裁判関係者（当事者を除く）

陪審員に選ばれるのは原則として 24 歳から 60 歳までの年額 200 フォリントの直接納税者であるが、24 歳未満であったり納税額が満たない場合であっても、一定の高等教育を受けている者には資格がある（3 条）。除外事由（4 条）に該当する者には、聖職者、兵役中の者、裁判官、検事、日雇い人、下僕、読み書きのできない者、盲目や聾ないし難聴者が列挙されている¹⁸。

予審判事と検察官は、いずれも公訴提起者に属する。出版物犯罪の裁判を開始するには、通常私人訴追と検察官による訴追とがある。とくに重大な出版物犯罪については予審手続をもって公訴の提起とみなされ、予審判事が担当する。

職業裁判官は訴訟の進行を指揮し、陪審員が評決すべき質問を発し、審議するにあたっての説示を与える。陪審員の評決が明らかに誤りであると意見が一致した場合、裁判官は一回に限って新たな陪審員によって裁判のやり直しをさせることができる（77 条）。

これらの人員は 政令指定自治体（*törvényhatóság*）が選出する。

2) 手続の流れ

ここでは、出版物に関する手続という特殊な面を捨象した、一般的な手続の概観のみに限定する。

陪審員候補者名は、各県ごとに名簿にまとめられ、裁判所に提出される。72 名から 144 名の間である（6 条）。陪審裁判が開廷されることになると、1 件につきこの中から 36 名が裁判所に待機させられることとなる。

1848 年省令に特徴的なのは、1791 年のフランス法、自国の 1843 年刑事法草案にしたがって起訴か不起訴かを決定する起訴陪審制が採用されることである。この陪審団は 13 名からなり、人選は県が行う。起訴陪審の審議も公開法廷で行われ、裁判にかけると決定するには、少なくとも 7 名の賛成が必要とされる（21 条）。

公判手続が開始されるにあたって最初になされるのは、36 名から弁護側と訴追者側で交互に忌避を重ねていき、12 名に絞り込む手続である（40 条）。公判は公開かつ口頭で行われ（45 条）、証拠調べが終了すると、裁判官からこれまでの審理について要約（*ressumalni*）がなされ、陪審員が「然り」「否」で答えねばならない質問事項を裁判官がまとめる（66 条）。その後、陪審員は別室で話し合い、評決を出す（69 条）。有罪評決には 8 名の同意が必要である（75 条）。裁判官は、評決が明らかに誤りであると判断した場合、一回に限って別の陪審団で裁判をやり直すことができる（77 条）。

手続を定めたこの省令は、適用範囲がきわめて限定されているとはいえ、ハンガリーにおいて最初の市民的・近代的・民主的訴訟法として紹介される（cf. [Sarlós, 1968], [Both, 1960]）。指摘どおり、内容はすぐれて市民革命期の産物にふさわしい点があくつも挙げられる。近代的な訴訟法の大前提とみなされていた公判の公開と口頭手続を採用し、裁判官は法廷で提出された証拠および証言から獲得した心証に従って判断する。判決を下す裁判官は審理を担当する裁判官が下し、被告人には弁護人が義務付けられ、訴追者と被告人は対等である、という弾劾主義の原則も採用されている。さらに従来と決定的に違うことには、身分による手続の違いは廃止されている。1896 年の刑事陪審の原型となっている部分も多い¹⁹。

1848 年法の適用対象となる出版物犯罪は、1848 年 3 月 20 日以降のものとされている（出版法 29 条）。ハンガリー革命政府の無条件降伏は 1849 年 8 月 13 日である。わずか 1 年半足らずの施

行期間でもあり、軍事行動の最中でもあったため、出版法の適用事例がほとんどないのも無理はない。それでも、ポジョニ（現スロヴァキアの首都ブラチスラヴァ）で政治が関わる2件の陪審裁判が開かれ、2件とも無罪を勝ち取っている（cf. [Sarlós, 1975] 510）。

4. 1867年省令

1867年オーストリアとの和協が成立した年に、再び1848年法律18号をうけて出版事件手続に関する司法省令307号（以下、1867年省令と略す cf. [Rendeleték] 1867, 89-115）が成立する。発令した司法大臣ホルヴァート・ボルディジャー（Holvát, Boldizsár, 1822-1898）は、与党であったデアーク党の中でもとくにデアークに傾倒していた人物であった。

省令の前文でも確認されているが、この省令は1848年の上位規範は1848年法律18号である。自由と独立を標榜する法律として民衆に人気の高かった1848年法の復活を印象づけようというねらいが強かったことも想像するに難くない。

実際に二つの省令を並べてみたところ、1848年省令と同様、1867年省令に章立てはなく、列挙されている条文数は105条である。1848年省令の条文数は108条であったから、量的にはそれほど変わらない。また、大部分の条文について、文言はほぼ1848年省令と同じである。さらに、1848年省令のうち、比較的長い条文のいくつかは、1867年省令では二つないし三つの条文に分ける、といった形式上の違いがみられる。また、1867年省令では、有罪確定に必要な評決数は、1848年省令で8名だったのが、1867年省令では7名になる（69条）。

それよりもまとめて規定内容が変わっているのは、①起訴陪審制度を採用しなかったこと、②裁判官の選挙制を任命制に変えたこと、③陪審裁判所の設置数を減らしたことの三点である。1867年省令には、「議決により」1848年出版法の23条が修正されたことを受け、陪審裁判所の管轄に関する条文（1条－6条）が加わる一方、1848年には予定されていた起訴陪審手続に関する条文（1848年省令21条－26条）が削除されている。

ハンガリー国内の研究を参照しても、これらの三点を1848年省令と1867年省令の間にある決定的な差異とみているようである（cf. [Sarlós, 1968] 195, [Máthé, 1974] 52-53）。

そこで、以下ではこの三点の変更にとどのような影響あるいは意味があったのか、順次吟味していくこととする。

1) 起訴陪審制の不採用について

被告人の有罪か否かを決定する判決陪審に対して、被疑者を起訴すべきか否かの段階を陪審員に判断させる制度が起訴陪審である²⁰。

1867年省令の起訴陪審制が採用されなかったことも、たしかに1848年省令に対する大きな変更のひとつではある。

しかし、ハンガリーがあれほど熱心に範としたフランスにおいてさえ、1791年刑事訴訟法によって導入した起訴陪審を、1808年の治罪法では早くも廃止していたのである。実務上、起訴陪審は有効性を発揮するどころか、政治的訴追に熱中し、各地域における公共意見の反作用に対して敏感になり、欠陥ばかり露呈していたという（cf. [和田, 1996] 177）。

ドイツ諸邦における支持者たちにとって起訴陪審は、訴訟制度として優れているというよりも、政治的に必要とみなされていたのである。主に政治犯罪についてみれば、むしろ疑わしい人物の拘束そのものを目的として、長期にわたって尋問や予審手続が行われることがあり、起訴陪審の

支持者たちが期待していたのは、こうした不当な訴追や勾留をやめさせることであった。これに反対の論陣をはったのはビーナー (Biener, Friedrich, August, 1787-1861) である²¹。例えば、支持者の政治的効果に対しては、当時存続していたイングランドの制度を参考にしながら、次のように打ち消されている。起訴陪審にできるのは、起訴すべきであるか否かの決定をくださることだけにあるため、被疑者の勾留が恣意的かどうかを判断したり、被疑者を保護する要求することはできないし、そのような権限を法的に認めても実行は不可能である。さらに、無罪判決とは異なり、起訴が拒否されても手続の再開はいつでも可能である。ビーナーの主張に従えば、起訴陪審は、訴訟制度上の難点が多い割には政治的効果はあまりにも少ない。結局、1849 年のフランクフルト国民議会において、急進左派から持ち出された起訴陪審を導入する動議は、きっぱりと拒否されている。(cf. [Schwinge, 1926] 143)。

予定されていた起訴が取り下げられた被疑者に対して、同じ容疑で起訴前の手続が再開されるかどうか、ハンガリーの 1848 年省令でもとくに明文では規定されていない²²。

1867 年当時、この制度の存廃がどれほど真剣に議論されたのか、今のところ議事録を検討する上での一課題として留保しておくほかはない。しかし、少なくとも他の変更内容に比べて、それが「フランス市民革命下の制度にあった」あるいは「ハンガリー改革期にできた 1843 年刑事法に予定されていた」という謳い文句を除いて、実質的な議論がどれほどなされたかは疑問である。

そもそも、ルーマニア人やセルビア人などの少数民族が被告になる場合、大抵はハンガリーの少数民族政策を批判する出版物が問題とされた。その際、陪審員が全てハンガリー人であったなら、起訴陪審であろうと判決陪審であろうと被告人が蒙る不利益にはたしてどれほどの違いがあっただろうか。

2) 職業裁判官、予審判事、検事の選出について

各県ごとに陪審法廷を予定していた 1848 年省令第 14 条においては、陪審裁判に関わる職業裁判官、予審判事、検察官を政令指定自治体で選出することとされたが、5つの裁判所に陪審法廷を規定した 1867 年省令第 14 条では、これらの人員はすべて司法省が指名する、と規定されている。

この問題について、司法権と行政権、中央対地方という二つの視点から見る必要がある。

まず、陪審法廷を担当する裁判官も司法省によって指名される、という 1867 年省令の規定は、行政府からの独立を達成できていない司法府の状況を物語る一つの証拠とみることができる。司法権と行政権の未分化という点では、1867 年省令に先立つ 1848 年省令も同じである。しかし、どの行政権に主導権があったか、これを中央対地方との関係でみるならば、1848 年省令の段階では地方、1867 年省令では中央であった。

1867 年以後、ハンガリーでは裁判所組織を改編するためには、複数存在した上級裁判所を統一することから始めなければならなかった²³。

司法権と行政権の分離が原則として宣言されているのは、裁判官の権限行使について定めた 1869 年法律 4 号である。これにもとづいて、1871 年に第一審裁判所に関する法律 (法律 31 号)、裁判所および区裁判所の設置に関する法律 (法律 32 号)、勅任検察官に関する法律 (法律 33 号) が成立する。裁判所組織の統一化は、これらの法律が成立する過程で進行することになるが、これらはまた、中央政府と各地方自治体との衝突と妥協が繰り返される過程でもあった (cf. [Máthé, 1978])。

一般に、国内で統一された司法制度が貫徹している場合にこそ、政治的な出版物犯罪事件において裁判の公正を期待できるはずである。しかし、当時のハンガリーのように、中央自体が強硬に「マジャー化」という一つの政策を推し進めていく場合、話は全く別であった。

3) 陪審法廷の集中

1867年省令の前文および第1条では、この省令が1848年法律18号に依拠すること、ただし議会の決議を受けて陪審裁判所の設置については1848年のようにはや県ごとではなく、ペシュト、デブレツェン、エペル、ケーセグ、ナジソンバトという5つの国王控訴裁判所の所在地に限定すると規定されている（文末図参照）。

それぞれの管轄区域を記した第4条は、まだハンガリー王国全土を覆うものでは決してなかった。このうち、スラヴォニア＝クロアチア（現クロアチア共和国）について言及されていないのは不思議ではない。1868年にハンガリーとの間で和協が成立し、司法の領域においては、国内問題、教育、宗教と同様にクロアチアに自治権が認められたからである²⁴。1867年省令は和協成立の前であるが、この時期もクロアチアの地位は不安定であったから、保留されたままになっていたのである。

トランシルヴァニア地方には司法上の自治も認められなかったが、対応はさらに遅れる。1871年7月15日まで適用されていたのは、新絶対主義時代の産物として1852年にオーストリアで制定された手続であった（cf. RGBL.1852/244）。

王国内のルーマニア人を代表する弁護士かつ政治家にしてトランシルヴァニア地方の各県副知事や議員を歴任してきたホドシウ・ヨージェフ（Hodosiu József, 1829-1880）は、1867年5月9日議会の下院における演説で、出版法ならびに1867年省令を支持できないと表明している。出版法そのものに対しては、ほかに高額な保証金についての不満などもあるが、手続面については陪審裁判所の集中についてである。

… 1848年に司法省がおよそ裁判所のあるところに陪審裁判を開廷すると定めているのに、なぜ今はたった5箇所にするのか、理解しかねる。1848年に司法省が、およそ政令指定自治体はその管区内に陪審裁判を開廷すると定めているのに、なぜ今の司法省はたった5箇所のこのような陪審裁判所の設立しかしないのか理解しかねる。ここでも中央集権化するため、また、ここにおいても異なる民族の自由と財産の上に不自然な裁判官が判決を下せるように、ではなかろうか²⁵。

同様に、セルビア人議員のミレティッチ・スヴェトザール（Miletics Szvetozár）も、セルビア語の出版物はウイヴィデーク（現ユーゴスラヴィア連邦共和国のノヴィサド）に集中しているのに、裁判が出版地をはるか遠く離れたナジソンバトで、ハンガリー人によって行われるのは「そもそも法の理念に反する」と抗議していた（cf. [Sarlós, 1968] 195）。

1871年省令1498号によって、トランシルヴァニア地方においても、マロシュヴァーシャルヘイの国王控訴審裁判所に出版事件陪審裁判所が設置された（[Rendeletek] 1871, 178-214）。この後、裁判所の増加という点だけなら、多少は緩和されるかにみえる。1872年省令10号によって、陪審裁判所の改編が行われ、ペシュト、ペーチ、ソンバトヘイ、ポジョニ、アラド、デブレツェン、カッシャ、コロジュヴァール、ナジソンバト、マロシュヴァーシャルヘイの10箇所に設置されることとなったからである（文末図参照，cf. [Rendeletek] 1871, 233-234）。

しかし、トランシルヴァニアで裁判所が設置された諸都市の位置を確認すると、ハンガリー人の居住地の中にあるか、少なくとも隣接している地域である (cf. [Magocsi, 1993] 99). このことを考えると、トランシルヴァニア地方の少数民族にとって出版の自由が少しはよりよく保障されるようになった、少なくとも出版事件陪審において、不当に出版物が押収されたり、理不尽に訴追された被告人が無罪を勝ち取ることができるようになった、と単純に想像するわけにはいかない。

5. 1892 年「ルーマニア人の覚書」事件と出版事件陪審

出版物事件の実務例を、一方向からではあるが、物語る史料として、『トランシルヴァニアおよびハンガリー在住ルーマニア人の覚書』を挙げておきたい。この覚書は、1892 年にトランシルヴァニア地方において、ルーマニア人民委員会のハンガリー政府の横暴を阻止するため、オーストリア皇帝・ハンガリー国王のフランツ・ヨーゼフに宛てられた文書である。

覚書の内容は、「ハプスブルク帝国への忠節に厚いルーマニア人」が、ハンガリー政府から受けている迫害の数々に尽きる。そのなかに、出版法という項目がある (cf. [Memorandum, 1892] 16-18). そこでは、トランシルヴァニアに適用されている出版法は他の地域よりも厳しいこと、政府は省令により、ハンガリー人が多く居住している都市に陪審法廷を移動させる権限を留保していること²⁶、25 年間にわたってハンガリー側の政治雑誌は、「ひとつとして」処罰されていないのに、それに引き換え、1888 年だけをとりてもルーマニア人の雑誌は 8 件以上も裁判にかけられ、1890 年には新聞が多く検挙されているが、それらが横暴なこと、法廷言語がハンガリー語だけであること、陪審員は法律に従うのではなくてマジャー人としての感情にしたがって判断しなければならないこと、等が列挙されている。誇張に走ったり、表現や根拠が不明瞭であったり、事実確認をしなければならない点が多くある²⁷。それでも、検閲制度を廃止して出版の自由を保障するために制定された出版法も、その手続的保障となるはずの出版事件陪審制も、トランシルヴァニア地方で多数派を占めるルーマニア人および出版者にとって、正反対に働いていたことがうかがえる。

フランツ・ヨーゼフが外交上の配慮からこの覚書の受け取りを拒否すると、委員会はドイツ語の原文を数カ国語に翻訳し、国外で流布した。その結果、1894 年 5 月にコロジュヴァールにおいてそれこそ出版事件陪審のもと、裁判が行われるが、この「覚書裁判」少数民族政策の典型的産物として悪名高い²⁸。陪審員の評決は言うまでもなく有罪で、15 名の署名者一同が数年間の禁錮刑に処せられてしまう²⁹。この後もハンガリー政府は、少数民族の政治・文化活動への圧迫を強化していくこととなる (cf. [Szász, 1988] 1655-1664, [Köpeczi, 1990] 615-619)。

おわりに

ここで、冒頭で設定した二つの課題について、本稿でどの程度満たされたかをまとめ、今後の課題につなげたい。

第一の課題について、1848 年省令および、それに倣った 1867 年省令における出版事件陪審制度の内容は、刑事事件における陪審制をもとに制定されたこともあって、1896 年以降の陪審制に速やかに移行できる内容であった。したがって、1900 年から陪審制を実施するにあたっては、陪審候補者名簿の作成手順など、制度変更に伴う混乱はある程度避けられたのではないかと推測

できる。さらに、1867年省令における1848年省令からの変更点についてみるなら、例えば起訴陪審の不採用については、評価の不安定な制度を採用しないことで実務上の便宜を重視したと考えられ、裁判官や検事の指名制や裁判所の集中については、裁判所制度の整備と軌を一にして、司法権の集中をはかったと評価することができる。

しかし、これらの法制度の整備が、政治的背景としての少数民族問題のもとで進められる場合、手放しで肯定的な評価を与えることができなくなってくる。ここで、第二の課題で提起した問題、すなわち少数民族政策と法との関係が深刻に問われることになってくる。この課題を検討するための史料について、今後いっそう慎重な吟味を要することは筆者も自覚している。ただ、途中段階でのまとめ方としては、次のように答えることができるのではないか。同じく1848年出版法の委託を受けた省令でありながら、量的にはわずかな変更をもって、1848年省令と1867年省令はまるで異なった役割を果たしている。その結果、出版法そのものの評価も全く異なってくる。手続法の役割の重さがうかがえると同時に、はじめに民族政策ありき、法制度が政治に依拠していることの、ささやかではあるが明白な実証例をここに認めることができる。

- 1 イングランドの制度がフランスへ導入される過程については、Schioppa, Antonio (ed.), *Trial Jury in England, France, Germany: 1700-1900* (1987) が詳しい。また、世界各国の制度については [Vidmar, 2000] が概観している。オーストリアの陪審制成立史については、政治および社会の動向とあわせて考察した Hans Hautmann, *Der Kampf um die Geschworenengerichtsbarkeit 1848-1873*, in: Weinzierl / Rathkolb / Ardelt / Mattl (Hg.), *Justiz und Zeitgeschichte*, Bd.2 (Wien 1995) 110-133 およびこれに依拠した邦語論文として齋藤哲「オーストリア陪審制度の成立略史」*島大法学* 42・4 (1999) がある。
- 2 「出版事件陪審」は *sajtóesküdszék*, 「出版物犯罪」は *sajtóvétség* からの訳語に充てる。「犯罪」か、あるいは単に「違法行為」としておくかについては問題が残るが、後述するハンガリーの出版法で規定されている違法行為の性質に鑑み、前者の訳語を採用する。
- 3 本稿は筆者が1998年度から1999年度にかけて、北海道大学スラブ研究センター滞在中に始めたオーストリア＝ハンガリーにおける陪審制度史研究の一環であり、[上田, 2000] に次いで、合計2カ月程度の在外研究で入手した資料をもとにした二つ目の論文にあたる。長期在外研究が実現した場合に予定している実証的研究のための、準備作業であると考えている。
- 4 この用語を日本語でどのように表記するか、争いについては ([上田, 2000] 284) 参照。
- 5 本文中では、慣用にならってハンガリー人の人名は姓・名の順に、ドイツ人は名・姓の順に表記する。括弧内および文献表記については、常に姓を先に出すこととする。
- 6 オーストリア＝ハンガリーの民族政策の対比とその背景については、[月村, 1997] において、中心・周辺関係の図式を用いて明快に整理されている。また、この中で示されているところに従えば、クロアチア・スラヴォニアを除くハンガリーの主要民族構成は、多い順にマジャール人 (9,945 千人, 54.5%), ルーマニア人 (2,948 千人, 16.1%), スロヴァキア人 (1,946 千人, 10.7%), ドイツ人 (1,903 千人, 10.4%), ルテニア人 (464 千人, 2.5%), セルビア人 (462 千人, 2.5%), クロアチア人 (195 千人, 1.1%) となっている。数字はいずれも概数である。ユダヤ人やロマ人は主要統計に現れてこない。このうち、この時期のユダヤ人問題については寺尾信昭「トリアノン・ハンガリーと共生: 1920年の就学制限法の修正をめぐる一考察」*ユダヤ・イスラエル研究* 18 (2001.3) 42-51 頁, 同「ハンガリー近現代史とユダヤ人—ヤーシ・オスカルにみるジェントリー＝ユダヤ同盟」*西洋史学* 174 (1994) 54-65 頁が詳しい。
- 7 刑事法草案の立法過程を具体的に叙述したものとして, [Gönczi, 1998].
- 8 これらの書簡のうち一部は Fayer, László, *Az 1843-iki büntetőjogi javaslatok anyaggyűjteménye, I-III* (Budapest 1896) に収められている。さらに、ドイツのフランクフルト・アム・マインにあるマックス・プランク＝ヨーロッパ法史研究所のプロジェクトではミッターマイヤーに宛てた各国別の書簡集を公刊するプロジェクトが進められており、そのなかにハンガリーのものも予定されているという。
- 9 これより前の出版法とは、出版物の発行に関わる法律の総称である。神聖ローマ帝国の領域についてみると、出版に関する法の統制は、世俗法の領域では神聖ローマ帝国カール5世の1521年における勅

- 令に登場する。この後は、ポリツァイ令すなわち皇帝によって行政目的で発令される個別の命令を意味していた。(cf. [Köbler, 1997] “Presserecht” 752).
- 10 出版物犯罪の基本概念、一般刑法と出版法との関係に関しては、[宮本, 1995] 参照。ハンガリーでは、一般刑法典の制定に先駆けて出版法が成立したこともあり、ドイツでは刑法規定に分類される構成要件も出版法で規定されていたと考えられる。
 - 11 本稿で、この地方の名称として用いる「トランシルヴァニア」(Transylvania) は英語名、ハンガリー語では Erdély, ドイツ語では Siebenbürgen, ルーマニア人は Ardeal と Transylvania を併用しているという (cf. 萩原直「トランシルヴァニア」『東欧を知る事典』(平凡社, 1993 年) より)。
 - 12 ハンガリーの法律は、総じて年と番号が伴って表記される。出版法は 1848: XVIII. t. cz. [Törvény-Czikk の略称] である。本稿では「1848 年法律 18 号」として特定する。
 - 13 ただし、そのことが直ちに出版数の減少と結びつくわけではない。ハプスブルク帝国下で定期刊行物の発行総数の増加率は 1851 年と 1859 年の間で 60% を記録し、ハンガリー語の出版物については 3 倍以上にのぼる。新聞および雑誌の種類は、ハンガリーだけで 1859 年には 34, 1864 年には 143 を数える。書店の数も、1840 年代には 50 万人に 1 軒であったのが、1859 年には 13 万人に 1 軒へと増えている。しかも、首都に集中しているのではなく、49 箇所の諸都市へと分散して存在している。出版法の再施行にいたるまで、量的にみた場合、ハンガリーにおける書物文化の浸透は進行し続けていたことは明らかである。([Gulyás, 1923] 193; [Kosáry / Németh, 1985] 298)
 - 14 ほかに、1815 年にはすでにスウェーデンで出版物事件において陪審制が採用されていた。(cf. [Vidmar, 2000] 432).
 - 15 『ペシュト新聞』(“Pesti Hírlap”) をはじめとする自由主義的新闻では、この頃、「オーストリアには出版の自由があるのに、なぜ我々のところにはないのか?」, 「二つの大原則の実現を! 出版の自由と陪審制を」という標語が何度も登場したという (cf. [Kosáry / Németh, 1985] 34).
 - 16 hétszemélyes tábla, ラテン名で tabula septemviralis ということからこのように訳出してみた。この名称の裁判所が初めて登場するのは 1694 年であり、1848 年まで副王 (nádor) の命令で召集された裁判官の合議部であった。
 - 17 この省令について筆者が参照したのは、[Both, 1960] の補遺であるが、その中でも、また関係諸法令を整理した [Máthé, 1974] においても番号はついておらず、年月日だけで特定されている。
 - 18 1896 年に陪審制が刑事犯罪まで拡大される時点では、陪審員の資格要件に「ハンガリー語」ができることが明文化されていたが、この時点では「読み書き能力」に留められている。
 - 19 1896 年ハンガリー刑事訴訟法に導入された制度については、ハンガリー語で [Csizmadia, 1966]。また、まだ概要程度ではあるが、邦語では拙稿 [上田, 2000] を参照されたい。
 - 20 フランス市民革命以降に採用されたヨーロッパ大陸法起訴陪審と、行政査察の任務も加わる英米法にいう大陪審 grand jury とは、実際には異なる性質のものであることに注意しておく必要がある。本稿では、あくまで起訴・不起訴の決定者としての陪審を意味する。
 - 21 彼の主張は Biener, Gegen Anklagejury und Spezialverdikt, *Neues Archiv für Kriminalrecht*, 1849. に要約されている。
 - 22 1848 年省令が範とする改革期の 1843 年刑事法草案では、手続再開について若干箇止めがかけられていた。新たに重要な証拠・証人が出現しない限り、同一事件について大陪審手続にかけられることはないという条文が予定されていた (1843 年草案第 272, 第 273 条)。
 - 23 1868 年裁判所構成法 (法律 54 号) の中で、最上級裁判所は hétszemélyes tábla へと統一される (cf. [Stipa, 1998] 121-123).
 - 24 この協約は、クロアチア語でナゴドバ (Nagodba), ハンガリー語ではオーストリア=ハンガリー間と同じくキエジェゼーシュ (Kijegyezés) と呼ばれる。協約締結までの交渉は [月村, 1994] に詳しい。
 - 25 この演説については、史料集 [Kemény, 1952] 14. に抄録されたものを参照した。
 - 26 「その結果、ヘルマンシュタット [筆者注: ナジセベンのドイツ語名] で開かれたルーマニアの雑誌に対する陪審裁判はクラウセンブルク [筆者注: コロジュヴァールのドイツ語名] やマロシュヴァージャールヘイへ移管される。そこでは陪審員がハンガリー人だからである。」 ([Memorandum, 1892] 16-17)
 - 27 司法大臣の権限についても、本稿で紹介した 1848 年出版法の 17 条における施行令制定権、あるいは省令における裁判官の一回限りの再審理以上に恣意的な管轄移送権があったのかどうかについても

- [Máthé, 1974] をもとに筆者が入手した関連法令だけからは、まだ結論は出ていない。
- 28 邦語文献としては、例えばアンドレイ・オツェテア (鈴木訳) 『ルーマニア史』第2巻 (恒文社, 1977年), パムレーニ・エルヴィン (田代・鹿島訳) 『ハンガリー史』第2巻 (恒文社, 1980年) 101-102頁に記述がある。
- 29 筆者の手元にある刊行物には、委員長ラテュー (Rátiu, Johann), ブローテ (Brote, Eugen) ら代表者5名の署名があるが、覚書自体への署名者および処罰された人数は15名とされている (cf. [Szász, 1988] 1655-1664, [Köpeczi, 1990] 615-619)。

文 献

- [Both, 1960] Both, Ödön, Küzdelem az esküdtbíráskodás bevezetéséért Magyarországon a reformkorban és az 1848. Április 29-I esküdtzéki rendelet, *Acta Universitatis Szegedinensis Acta Juridica et Politica*, VIII/1 (Szeged, 1960)
- [CIH] *Magyar törvénytár 1740-1947/ Corpus Iuris Hungarici 1740-1947* (Budapest: Franklin-Társulat 1896-1948)
- [Csizmadia, 1966] Csizmadia, Andor, Az esküdtbíráskodás Magyarországon a dualizmus korában, *Jogtörténeti tanulmányok I* (Budapest 1966), 131-148.
- [Csizmadia, 1987] Csizmadia, Andor (Szerkesztette), *Magyar állam- és jogtörténet* (Budapest 1987).
- [Gulyás, 1923] Gulyás, Pál, A könyv sorsa Magyarországon, *Magyar Könyvszemle* (1923) 27-96, 176-199, (1924) 13-71.
- [Gönczi, 1998] Gönczi, Katalin, Wissenstransfer bei den Kodifikationsarbeiten im ungarischen Vormärz, *Ius Commune XXV* (1998) 261-290
- [Kemény, 1952] *Iratok a nemzetiségi kérdés történetéhez Magyarországon a dualizmus korában*, 1. köt. 1867-1892 (Budapest 1952)
- [Kosáry / Németh, 1985] Kosáry, Domokos / Németh, G. Béla (Szerkesztette), *A magyar sajtó története*, II/1. 1848-1867 (Budapest 1985)
- [Köbler, 1997] Köbler, Gerhard, *Lexikon der europäischen Rechtsgeschichte* (C.H.Beck 1997).
- [Köpeczi, 1990] Köpeczi, Béla / Szász, Zoltán, *Kurze Geschichte Siebenbürgens* (Budapest 1990).
- [Magocsi, 1993] Magocsi, Paul Robert, *Historical Atlas of East Central Europe* (Seattle/London: University of Washington Press 1993)
- [Memorandum, 1892] *Memorandum Romänen Siebenbürgens und Ungarns unterbreitet Seiner Kaiserlichen und Königlich Apostolischen Majestät Franz Josef I.*, Hermannstadt 1892.
- [Mezey, 1997] Mezey, Barna (Szerkesztette), *Magyar jogtörténet* (Budapest, 1997).
- [Máthé, 1974] Máthé, Gábor, A sajtóesküdtzéki eljárás szabályozása a kiegyezést követően Magyarországon, *Levéltári szemle* (1974) 50-60.
- [Máthé, 1978] Máthé, Gábor, Ausbildung der ungarischen bürgerlichen erstinstanzlichen Gerichtsorganisation, *Annales Universitatis Scientiarum Budapestinensis de Rolando Eötvös Nominatae, Sectio Juridica* 20 (1978) 101-125.
- [RGL.] *Reichsgesetzblatt für das Kaiserthum Österreich*, Jg. 1853 (1853)-Jg. 1869 (1869) (Wien, 1853-1869).
- [Rendeletek] *Magyarországi rendeletek tára 1867, 1871* (Pest 1871, 1872).
- [Sarlós, 1968] Sarlós, Béla., A sajtószabadság és eljárási biztosítékainak fő vonásai: Csizmadia Andor (Szerkesztette), *Jogtörténeti tanulmányok II* (Budapest 1968) 193-204.
- [Sarlós, 1975] Sarlós, Béla, VIII. Das Rechtswesen in Ungarn, in: Wandruszka, Adam / Urbanitsch, Peter, *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd. 2, Verwaltung und Rechtswesen (Wien 1975), 499-537.
- [Schwinge, 1926] Schwinge, Erich, *Der Kampf um die Schwurgerichte*, Neudruck der Ausgabe Breslau 1926 (Scientia Verlag Aalen 1970).
- [Stipa, 1998] Stipa, István, *A magyar bírósági rendszer története* (Debrecen 1998).
- [Szász, 1988] Szász, Zoltán, *Erdély története*, 3. köt. (Budapest 1988).
- [Vidmar, 2000] Vidmar, Neil, *World Jury Systems* (Oxford 2000).
- [宮本, 1995] 宮本弘典 「1874年ドイツ出版法における基本概念と責任について」 *ジュリスコンサルタス* 5号 (1995), 109-121頁。

- [月村, 1994] 月村太郎『オーストリア＝ハンガリーと少数民族問題』（東京大学出版会 1994 年）
- [月村, 1997] 月村太郎「オーストリア＝ハンガリー二重帝国の多文化主義」初瀬龍平編著『エスニシティと多文化主義』（同文館, 1997 年）, 179-203 頁.
- [高田, 1994] 高田敏・初宿正憲編訳『ドイツ憲法集』（信山社, 1994 年）
- [上田, 2000] 上田理恵子「アウスグライヒ体制下のハンガリー陪審法制」スラヴ研究 47 (2000), 281-300 頁.
- [和田, 1996] 和田敏朗「フランスにおける刑事陪審制」佐藤篤士・林毅編著『司法への民衆参加』（敬文堂, 1996 年）167-187 頁.



図 ハンガリーにおける出版事件陪審裁判所所在地